

久高小中学校 「学校いじめ防止基本方針」

平成 26 年 2 月策定
平成 28 年 2 月改定
平成 30 年 6 月改定
令和 4 年 1 月改定
令和 5 年 3 月改定

※いじめ防止対策推進法(以下いじめ防止法)第 13 条によりいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

I いじめの防止等のための対策の基本的な方向

1 いじめの定義

(定義)

第 2 条 この法律において「いじめ」とは、児童などに対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。(以下省略) 【いじめ防止対策推進法】

○個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つ。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するにあたり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることの内容に努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。ただし、このことは、いじめられた児童生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

○いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第 22 条の学校いじめ対策組織を活用して行う。

○「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

○「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

○けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が生じている場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

○いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第 22 条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。

☆具体的ないじめの態様（例）

- ①冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ②仲間はずれ、集団による無視をされる
- ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ⑤金品をたかれる
- ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ⑧パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等
- ⑨性的いたづらをされる

犯罪行為として取り扱われるべきと認められるもの、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものは、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとる。

2 基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、すべての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止対策等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、県、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

3 「いじめ」の理解

○いじめは、どの子供にも、どの学校にも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命または重大な危険を生じうる。

○国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、暴力を伴わないいじめ(仲間外れ・無視・陰口)について、小学4年生から中学3年生までの6年間で、被害経験を全く持たなかった児童生徒は1割程度、加害経験を全く持たなかった児童生徒も1割程度であり、多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験している。

○いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題(例えば無秩序性や閉塞性)、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与

えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

4 本校のいじめ防止基本方針を定める意義

- ① 学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校がいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となる。
- ② いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童生徒及びその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。
- ③ 加害者への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、いじめの加害者への支援につながる。

5 「いじめ」の判断

○「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめられた児童生徒の立場に立つ。	
○いじめは、「心身の苦痛を感じているもの」と定義するが、多様な態様があることに鑑み、それだけに限定しない。 例①いじめられていても、本人がそれを否定する場合。 例②ネット上で悪口を書き込まれているが、本人が気づいていない場合。	左記の例に関しても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要。
○けんかやふざけ合いであっても、いじめに該当するか否かを判断する。	見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目する。
○いじめの認知は、学校いじめ対策組織を活用して行う。	教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校がいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫とした対応をとる

● 本校の現状

様々な悩みを抱えた児童・生徒を抱える中、全職員が一体となって生徒指導・教育相談の充実にむけて取り組んでいる。スクールカウンセラー・教育相談委員・スクールソーシャルワーカーの活用として、小中合同教育相談委員会において、小中児童生徒の情報交換や指導の流れを共有し対応策など検討する際に、確認事項を共有・連携し必要に応じて助言をもらっている。また、定期的に全児童生徒への面談も実施している。各学級担任においては、Q Uテストの実施および分析、各学期ごとの教育相談旬間や日々の教育相談等も実施している。

II いじめ防止等の対策の内容

1 いじめの防止

いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

- 学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。
- いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。
- すべての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。
- いじめの問題への取組の重要性について市民全体に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

(1) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

①組織構成

いじめ防止法第 22 条の規定により、本校におけるいじめ防止策に関する措置を実効的に行うため、「いじめ対策委員会」として常設の組織（教育相談委員会）を以下の通り置く。

構成員【必要に応じて、外部専門家を活用】

管理職、主観教諭、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任、教科担任、部活動顧問、教育相談委員、学校医、その他関係の深い職員 等

【可能な限り心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者等の外部専門家を参画させる】

②組織の役割

- ・未然防止の取り組み
- ・いじめの相談・通報を受け付ける窓口（電話相談窓口の周知等を含む）
- ・いじめの疑い、児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有
- ・年間計画の作成・実行・検証・修正（PDCA サイクル）
- ・教職員の共通理解と意識啓発（校内研修の企画・実施）
- ・児童生徒や保護者・地域への情報発信と意識啓発（HP 掲載、入学式・始業式等での生徒・保護者への周知）
- ・定期及び緊急アンケート・面談・聴取等の実施
- ・いじめの認定
- ・いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携などの対応を組織的に実施
- ・重大事態への対応
- ・外部からの情報・相談窓口は教頭が努める。その情報等は生徒指導主任とできる限り早く共有する
- ・本基本方針の策定及び見直しを行う

③委員会の開催

- ・週時程に位置づける（毎週水曜日の 4 校時）。また、臨時的に開催できる。

(2) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

① いじめの防止

- ア いじめはどの子供にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。
- イ 未然防止の基本は、児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に自主的に参加・活躍できるような授業づくりや集団作りを行う。
学校は児童生徒に対して、傍観者とならず、教育相談委員会への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。
- ウ 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。
- エ 教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、ほかの児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- オ 発達障害を含む、障がいのある児童生徒がかかわるいじめについては、教職員が個々の児童生徒の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要である。
- カ 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないように、教職員、児童生徒、保護者等の外国人児童生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。
- キ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。

② いじめについての共通理解

- ア いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などを、校内研修や職員会議等で周知し、平素から教職員全員の共通理解を行うようにする。
- イ 児童生徒に対して、全校集会や学級活動などで、日常的にいじめの問題について取り上げ「いじめは人間として絶対として許されない」との雰囲気为学校全体に醸成するようにする。
- ウ 何がいじめなのか具体的に列挙し、目につく場所に掲示して、常日頃から具体的に認識を共有するようにする。

③ いじめに向かわない態度・能力の育成

- ア 学校教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、児童生徒の社会性を育む。
- イ 他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培うとともに、お互いの人格を尊重する態度を養う。
- ウ 自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動する機会を通じて、円滑に他者とコミュニケーションできる能力を育てる。

④ いじめが生まれる背景を踏まえた指導

- ア 授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスにならないよう、一人ひとりを大切にしたり分かりやすい授業づくりに努める。
- イ 学級や学年、部活動等の人間関係を把握し、一人ひとりが活躍できるように留意して集団づくりを進める。
- ウ 「いじめられる側にも問題がある」という誤った認識や発言を含め、不適切な認識や言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長しないよう、注意を払う。
- エ ストレスを感じた場合に、他人にぶつけるのではなく、相談、運動発散等、ストレスに適切に対処できる力を育む。

⑤ 自己有用感や自己肯定感の育成

- ア 児童生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる指導、支援に留意し、自己有用感を高める。
- イ 学校、家庭、地域で、幅広く他人から認められているという思いを得られるよう工夫する。

2 いじめの早期発見にむけての取組

いじめの早期発見は、いじめの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒の些細な変化に気づく力を高めることが必要である。

- (1) 些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。
※いじめは大人の目の付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われていることを認識する。
- (2) 日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
- (3) アンケート調査や個人面談において、児童生徒が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解しなければならない。これを踏まえ、学校は、児童生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。
- (4) 休み時間や放課後の雑談の中などで児童生徒の様子に目を配ったり、個人ノートや日記等を活用して交友関係や悩みを把握したり、個人面談や家庭訪問の機会を活用する。また、把握した児童生徒の個人情報、学年・学校全体で共有し適切に管理する。
- (5) 出席簿を検証し、2日以上連続で欠席している生徒の状況・事由確認を行う。
- (6) 教育相談委員会が「相談窓口であること」、「いじめられた児童生徒を徹底的に守り通すこと」を児童生徒に認識されるようにする。
- (7) 報告・通報・情報共有・記録の徹底(発見者⇒学年主任⇒教頭⇒教育相談委員会)

3 いじめの早期解決にむけての取組

いじめの発見・通報に対しては、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応するとともに、全職員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関と連携し対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うようにする。

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的対応を可能とするような体制整備が必要である。

- ① いじめと疑われる行為を発見した場合、その行為を止めるとともに、早めの段階から関わりを持ち、いじめられた児童生徒やいじめを知らせた児童生徒を徹底して守り通す。
- ② 児童生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴するとともに、一人で抱え込まず、小中部会及び「教育相談委員会」で情報を共有する。
- ③ 発見・通報を受けた場合には、小中部会を中心に「教育相談委員会」と連携して、速やかに関係児童生徒から事情を聞き取り、いじめの事実、有無の確認を行う。
- ④ いじめの事実、確認の結果は、校長が責任を持って南城市教育委員会に報告し、小中部会又

は「教育相談委員会」より、被害・加害児童生徒の保護者に連絡する。

- ⑤ 児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、学校は関係機関、(県(市)教育委員会、児相、警察署)に通報し、援助を求める。
- ⑥ 各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく。

(2) 地域や家庭との連携について

○社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。また、より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

① 被害児童生徒とその保護者への対応

- ア いじめられている児童生徒の自尊感情を高めるよう留意しながら、事実関係の聞き取りを行う。その際には、児童生徒の個人情報取り扱いやプライバシーに配慮する。保護者には、家庭訪問等により、速やかに事実関係を伝える。
- イ いじめられた児童生徒や保護者に対して、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去する。いじめられた児童生徒の安全を確保する。
- ウ いじめられた児童生徒にとって信頼できる人と連携し、寄り添える体制をつくる。スクールカウンセラーなどの協力も得る。
- エ いじめられた児童生徒が安心して学校生活を送れるように、環境の確保に取り組む。
- オ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、必要な支援を行う。
- カ 窓口を一本化し、教職員間で情報共有を行ったのち、丁寧な説明・対応を心がける。

② 加害児童生徒への指導と保護者への対応(支援を含む)

- ア いじめがあったことが確認された場合には、職員が連携し、スクールカウンセラー、教育相談委員等の協力も得て、組織的な対応でいじめをやめさせ、再発を防止する。
- イ 事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、保護者の理解や納得を得た上で、保護者の協力を求め、保護者に対する継続的な助言を行う。個人情報やプライバシーには配慮する。
- ウ いじめた児童生徒の指導は、自らの行為の責任を自覚させ、健全な人格の発達に配慮する。
- エ いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、他機関との連携も含め、毅然として対応する。
- オ いじめは人格を傷つける(生命、身体又は財産を脅かす)行為であることを認識させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- カ 事案によっては、出席停止や警察との連携も含め、毅然とした態度で対応する。
- キ いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、いじめに係る行為が止んでいること(被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)が止んでいる状態が相当の期間継続していること(少なくとも3カ月を目安))、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと(判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること)の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

※学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。教育相談委員会においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む退所プランを策定し、

確実に実行する。上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階にすぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する。

(3) いじめをはやし立てる児童生徒への対応

自分の問題として考えさせ、いじめを受けている生徒の苦しみを理解させ、いじめは絶対に許されない行為であることに気づかせ、日頃から人権意識を育む。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

- ① いじめを見ていた児童生徒には、自分の問題として捉えさせながら、いじめを止めさせる又は誰かに知らせる勇気を持つように伝える。はやしたてるなど同調した児童生徒には、いじめに加担する行為であることを理解させる。
- ② 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようとする態度を行き渡らせる。集団の一員として、互いに尊重し認め合う支持的風土のある集団づくりを進める。

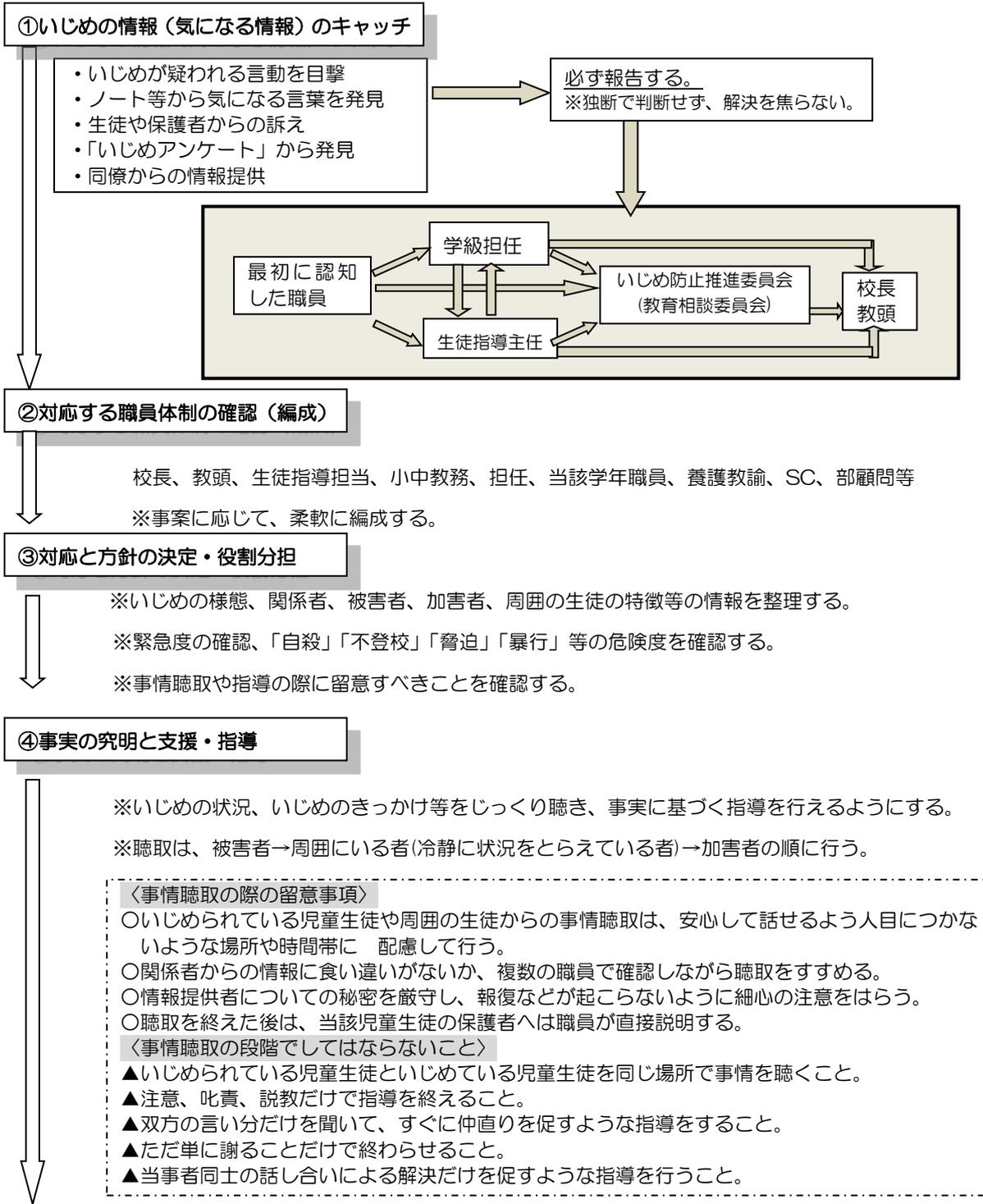
(5) 関係機関との連携

○いじめの問題への対応においては、関係機関(警察、児童相談所、医療機関、法務局等の人権擁護機関、都道府県私立学校主管部局等を想定)との適切な連携が必要である。教育相談の実施に当たり必要に応じて、医療機関などの専門機関との連携を図ったり、法務局など、学校以外の相談窓口についても児童生徒へ適切に周知したりするなど、学校や学校の設置者が、関係機関による取組と連携することも重要である。

※上記関係機関等との適切な連携を図るため、平素から、学校や学校設置者と関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

- ① 犯罪行為、又は児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるものについては、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとる。
- ② ネット上のいじめ事案に関しては、早急に県警サーバー犯罪対策課(Tel1. 866-0110)、法務局等に相談し、書き込みの削除等、支援を依頼する。
- ③ 情報モラル教育を充実、徹底する。そのために外部講師を招くなどして、安全なインターネットの利用やサイバー犯罪等についての講演会を実施する。

4 いじめの発見から解決まで



⑤いじめの被害者・加害者・周囲の児童生徒への指導

※被害者、加害者、周囲の児童生徒への対応、保護者や関係機関との連携

5 校内研修の充実

いじめ防止法第 18 条の規定により、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施、その他のいじめ防止等のための対策に関する教職員の資質向上に必要な措置計画的に行うため、年間計画に位置づけて校内研修を実施する。重点的に実施する研修内容の対象は、以下の通りである。

- ①学校いじめ防止基本方針および上位法等の理解
- ②いじめの防止の対策と取組
- ③いじめの早期発見の対策と取組
- ④いじめへの対処の対策と取組
- ⑤組織的体制の構築と機能の対策と取組
- ⑥家庭や地域との連携の取組
- ⑦関係機関との連携の取組

6 重大事態への対処

いじめ防止法第 28 条の規定により、南城市教育委員会又は本校は、次に掲げる事態（以下「重大事態」）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該南城市委員会又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により島外重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

(1) 学校の設置者又はその設置する学校による対処

第 28 条

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められたとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめをうけた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第 1 項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

【いじめ防止対策推進法】

(2) 「重大事態」に該当するいじめとは

いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

法第 28 条第 1 項第 1 号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- ・児童生徒が自死を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- などのケースが想定される。

法第 28 条第 1 項第 2 号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間 30 日間を目安とする。

※ ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。また、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものと報告・調査に当たる。

※ その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、児童生徒又は保護者からの申し立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

(3) 「重大事態」に対処する組織構成員

構成員 ・教育相談委員会のメンバー ・スクールカウンセラー（県教委に派遣依頼）
・生徒指導アドバイザー（市教委から派遣依頼） ・学校評議員1人
※事案に応じて他の職員も参加

① 役割の内容

- ア 重大事態が発生した旨を、学校は南城市教育委員会に速やかに報告する。
- イ 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。
- ウ 市教育委員会や関係機関に資料を提供し、連携して対応する。
- エ いじめられた児童生徒から聴取する。在籍生徒や職員から質問紙調査や聞き取り調査を行う。
- オ 市教育委員会と相談しながら、事実関係についていじめを受けた児童生徒や保護者に対して説明し、必要な情報を適宜・適切に提供する。

(4) 重大事態の発生報告先

市立学校 ⇒ 教育委員会 ⇒ 市長

※児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

(5) 各関係機関との連携

連携を必要とする状況	関係機関
①いじめの発見状況を報告する。	市教育委員会
②対応方針について相談する。	教育事務所・県教育委員会
③指導方針や解決方法について説明する。	市教育委員会
④生徒や保護者への対応方法を相談する。	市児童家庭課など
⑤いじめによる暴行・傷害事件、恐喝等の刑事事件が発生している。	児童相談所・医療機関・警察署
⑥いじめられた生徒が外傷や心的外傷を負っている。	
⑦いじめられた生徒、いじめた生徒の心のケアが必要である。	

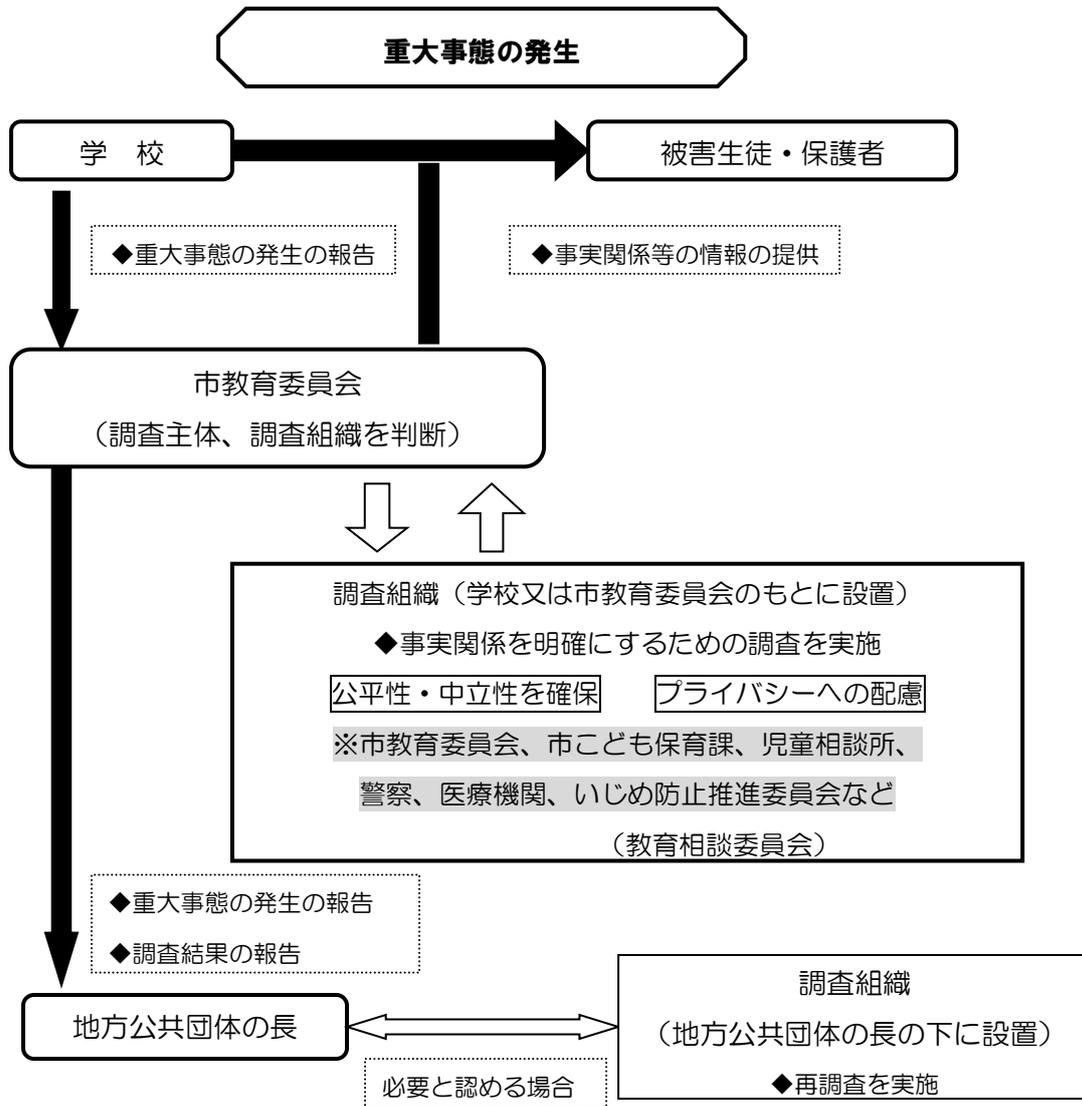
※深刻な事案に限らず、適宜、関係機関との連携を密にしておく。

(6) 重大事態発生時の対応



※「いじめ防止推進委員会」を中心に、組織的に対応する。
(教育相談委員会)

- いじめの情報の収集と記録
- いじめの情報の迅速な共有
- 関係児童生徒への事実関係の聴取
- 指導や支援の体制・対応方針の決定
- 保護者との連携
- 報道機関への対応



7 地域や家庭、関係機関との連携

児童生徒の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校の内外問わずいじめの防止及び早期発見に取り組む。生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する。

- ① 地域や家庭に対して、いじめは重大な人権侵害である、絶対に許されない行為であるという認識を周知、徹底する。
- ② 学校警察連絡協議会での情報交換・共有を通して、児童生徒の状況と対策について協議する。
- ③ 児童相談所や市担当課等と児童生徒の状況や対策等について協議し、連携した支援をする。

8 いじめ対策年間計画 ※いじめに関するアンケートは随時、必要に応じて行う。 □■教職員の活動 ○生徒・保護者の活動

	いじめ対策年間計画	ポイント
4月	<input type="checkbox"/> 学校間、学年間の情報交換、指導要録の引き継ぎ <input type="checkbox"/> いじめ対策に係る共通理解・いじめ対策委員会編成 <input type="checkbox"/> いじめゼロ行動宣言の確認 【職員会議】 <input type="checkbox"/> 学級開き・人間関係づくり・学級のルールづくり 【始業式等】 <input type="checkbox"/> 保護者へのいじめ対策についての説明と啓発 【保護者会】 <input checked="" type="checkbox"/> 学校生活・いじめに関するアンケートの実施	<ul style="list-style-type: none"> いじめの被害者、加害者の関係を確実に引き継ぐ。 学校がいじめの問題に本気で取り組むことを示す。
5月	<input type="checkbox"/> 教育相談旬間の実施 <input type="checkbox"/> 教育相談事前アンケートの実施と分析 <input type="checkbox"/> 教育相談の実施 <input type="checkbox"/> 行事（春の遠足、追い込み漁等）を通じた人間関係づくり <input checked="" type="checkbox"/> 学校生活・いじめに関するアンケートの実施	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の係活動、班編制等の場面に留意する。
6月	<input type="checkbox"/> 校内研修「いじめの早期発見と指導のあり方」 <input type="checkbox"/> 話し合い活動「学級の諸問題」 【学級活動】 <input checked="" type="checkbox"/> 学校生活・いじめに関するアンケートの実施	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の人間関係に変化が表れやすい時期である。
7月	<input type="checkbox"/> 学校評価の実施→生徒・保護者の意見を聞く <input checked="" type="checkbox"/> 学校生活・いじめに関するアンケートの実施	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策の点検を行う。
8月	<input type="checkbox"/> 生徒指導・教育相談に係る研修等への参加 <input type="checkbox"/> 夏休み明けの教育相談の実施	<ul style="list-style-type: none"> 相談技術の向上を図る。 児童生徒の変化を確認する。
9月	<input type="checkbox"/> 教育相談旬間の実施 <input type="checkbox"/> 教育相談事前アンケートの実施と分析 <input checked="" type="checkbox"/> 学校生活・いじめに関するアンケートの実施 <input type="checkbox"/> 行事（地区陸上・駅伝大会等）を通じた人間関係づくり	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒主体の活動を保障し、意欲を高め、自覚を促す。
10月	<input type="checkbox"/> 話し合い活動「学級の諸問題」 【学級活動】 <input checked="" type="checkbox"/> 学校生活・いじめに関するアンケートの実施	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の変化を確認する。
11月	<input type="checkbox"/> 行事（学習発表会・合唱コンクール等）を通じた人間関係づくり <input checked="" type="checkbox"/> 学校生活・いじめに関するアンケートの実施	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の人間関係に変化が表れやすい時期である。
12月	<input type="checkbox"/> 学校評価の実施→生徒・保護者の意見を聞く <input checked="" type="checkbox"/> 学校生活・いじめに関するアンケートの実施	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策の点検を行う。
1月	<input type="checkbox"/> 冬休み明けの教育相談の実施 <input type="checkbox"/> 教育相談旬間の実施 <input type="checkbox"/> 教育相談事前アンケートの実施と分析 <input checked="" type="checkbox"/> 学校生活・いじめに関するアンケートの実施	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の変化を確認する。
2月	<input type="checkbox"/> 話し合い活動「学級の諸問題」 【学級活動】 <input checked="" type="checkbox"/> 学校生活・いじめに関するアンケートの実施	<ul style="list-style-type: none"> 進級・進学による人間関係に、不安を持ち始める時期である。
3月	<input type="checkbox"/> 記録の整理、進級する学年への引き継ぎ情報の作成 <input type="checkbox"/> 小中の情報連携のための連絡会 <input checked="" type="checkbox"/> 学校生活アンケートの実施	<ul style="list-style-type: none"> いじめに関する情報を確実に引き継ぐ準備をする。

9 学校評価における3つの視点

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の3つの視点を学校評価の項目に加え、適正に取組を評価する。

視点① いじめの未然防止・早期発見の取り組みについて

本校の児童生徒に対する定期的なアンケートや調査の実施状況、学校評価アンケートをもとに生徒及びその保護者がいじめに関わる相談を行うことができる体制作りに取り組めたかを評価する。

視点② いじめに対する指導・対応について

いじめがあった場合の事実確認と教育委員会等への報告状況、いじめを受けた児童生徒へ又は保護者への支援状況、いじめを行った児童生徒への指導状況、いじめを行った児童生徒への指導状況、いじめを行った生徒の保護者に対する助言状況などを評価する。

視点③ いじめに対する組織体制について

いじめ防止推進委員会（教育相談委員会）の活動状況、職員の協力・指導体制の状況、犯罪行為に該当するいじめを発見した場合の警察との連携状況、家庭や地域、関係機関との連携の取り組み状況などを検証する。

※「いじめ防止法」 平成 25 年 6 月 21 日成立 9 月 28 日施行

第 13 条（学校いじめ防止基本方針）

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。